

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

人 事 課 人 事 担 当

議案名

議案第 67 号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国及び群馬県に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

- 1 給料月額改定〔平成 30 年 4 月 1 日から適用〕
給料表の給料月額を平均 0.2%引き上げます。
- 2 勤勉手当支給月数の改定〔平成 30 年 12 月 1 日から適用〕
勤勉手当の支給月数を 0.05 月引き上げます。
(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.4 月⇒4.45 月)
- 3 宿日直手当の改定〔平成 30 年 4 月 1 日から適用〕
宿日直勤務 1 回に係る支給額を 200 円引き上げます。
(4,200 円⇒4,400 円)

(施行期日：公布の日)

背景・経過

国においては、平成 30 年 8 月 10 日に人事院勧告が行われ、これを完全実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第 197 回国会(臨時会)に提出されており、今国会において成立する見通しです。

また、群馬県においても、平成 30 年 10 月 17 日に群馬県人事委員会勧告が行われ、今後、群馬県職員の給与に関する条例の改正が予定されています。